

議案第19号

財産を無償で貸し付けること（死亡牛一時保管施設）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

| 種 類 | 所 在 地 | 数 量 | |
|-------------|-------------------------|-------------------------|----|
| 土 地 | 東伯郡琴浦町大字松谷字西高野606番8ほか1筆 | 1,211.40平方メートル | |
| 建 物 | 東伯郡琴浦町大字松谷字西高野606番8 | 157.19平方メートル | |
| 工 作 物 | 汚 水 槽 | ” | 1式 |
| | 貯 水 槽 | ” | 1式 |
| | 水道施設 | 東伯郡琴浦町大字松谷字西高野606番8ほか3筆 | 1式 |

2 相手方

鳥取市東町一丁目220番地

社団法人鳥取県家畜畜産物衛生指導協会

3 貸付期間

平成20年12月1日から平成25年11月30日まで

4 理由

死亡牛一時保管施設の維持管理を円滑に行うため、死亡牛の一時保管業務を行う社団法人鳥取県家畜畜産物衛生指導協会に対して当該業務の用に供する財産を引き続き無償で貸し付けようとするものである。